

随 意 契 約 結 果 書

物品等の名称及び数量	道路占用許可システム関連パソコン一式賃貸借(その2)
契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び 所在地	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 布村 明彦 大阪府中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館
契 約 締 結 日	平成20年5月30日
契約の相手方の 氏名及び住所	三井リース事業株式会社 西日本営業本部 大阪府北区中之島2丁目3番33号(大阪三井物産ビル)
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	96,915(月額)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	96,915(月額)
随意契約によること とした理由	別紙のとおり
備 考	落札率100% 単価契約

ランク	特例政令等の該当	
		更新継続契約の 為

随 意 契 約 理 由 書

1. 業 務 名 道路占用許可システム関連パソコン一式賃貸借（その2）
2. 業 者 名 三井リース事業（株）関西営業本部
住所 〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-33
電話 06-6202-9761
3. 業務の目的 本件は、平成12年度より全地方整備局で運用を開始した道路占用許可電子申請システムの稼働上必要となるパソコン27台等を賃貸借（再リース）しようとするものである。
4. 随意契約理由 本賃貸借については、平成17年6月から3年間の賃貸借契約を行ったパソコン一式を再リースするものである。
本賃貸借契約における機器については、当初のリース期間が終了したものであるが、現仕様は業務遂行に十分なものであり、引き続き賃貸借契約を継続した方が、他機種を導入することによるネットワーク関連の設定等各種作業等を省力化できる。
また再リースの場合は、元の契約より更に廉価になるため、同等価値のパソコンを新たに取得若しくはリースする場合より経済的である。
以上の理由から、本件パソコン等の賃貸借（再リース）を行うことについて、機能面での問題が無くシステム上の省力化になる上、コスト面でも有利な価格をもって契約をすることができると見込まれるため、上記業者と随意契約を行うものである。
5. 随意契約する根拠法令
 会計法第29条の3第4項
 予算決算及び会計令第102条の4第3号